

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3223号)

令和7年6月23日

横情審答申第3223号

令和7年6月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年11月27日こ総第393号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住民票 当初分・変更分 全2件」の不開示決定に対する審査請求につ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「住民票 当初分・変更分 全2件」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年10月23日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号により不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 住民票には、氏名、住所、生年月日、性別、続柄、市民となった年月日、転居情報等の個人に関する情報が記載されており、公にすることにより特定の個人を識別することができるため、個人識別情報に当たる。
- (2) 特定の個人を名指しして住民票の開示を求めており、対象者の情報の一部でも開示すると他の情報と照合して特定の個人を識別することができる。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 不開示決定通知書の不開示の根拠として記載している理由は、「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため」とあるが、審査請求人は、横浜市情報開示制度を使用して、多くの住民票を開示されており、入手している。
- (3) 本件処分は、審査請求人に対して、差別的、恣意的な処分であることは明らかであり、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第11条に反するものであり、

職権の濫用である。

5 審査会の判断

(1) 住居届に係る手続について

横浜市では、新たに職員となった者等は、「住居届・通勤届・氏名（変更）届」を提出することとされており、その添付書類として、住民票の写しを提出する必要がある。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定職員が提出した「住居届・通勤届・氏名（変更）届」に添付された住民票の写しである。

(3) 条例第7条第2項第1号該当性及び条例第8条第2項による一部開示について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件審査請求文書は、特定職員に係る住民票の写しであり、全体が一体として本号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、住民票の写しは、原則として、自己又は自己と同一の世帯に属する者のみが交付を請求することができるとされている（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項）。したがって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アに該当しない。さらに、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ　ところで、条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

しかし、本件審査請求文書は、特定職員を名指ししての開示請求により特定した行政文書であるため、条例第8条第2項による一部開示の余地はない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年11月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年4月28日 (第456回第二部会)	・審議
令和7年5月26日 (第457回第二部会)	・審議